

規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四条の二第二号」を「第四条の二第三項第二号」に改める。

第八条第一項中「第九条第六号ロ、第十条第六号イ、第十一条第八号イ及び第十二条第三号イ」を「第九条第四号イ、第十条第三号イ及び第十一条第一号イ」に改め、同項ただし書中「法第三条第一項本文の許可を行う者（次項において「許可権者」という。）」を「保健所長」に改め、同項の表第二号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改め、同条第二項ただし書中「許可権者」を「保健所長」に改め、同項の表第一号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改める。

第十一条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に

「3 営業の種類別

ホテル営業、

旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業

を

3 営業の種類別

旅館・ホテル営業、
簡易宿所営業の

業 簡易宿所営業 下宿営業

を

「立体図」を「立面図」に改める。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）」に改める。

様式第七号及び第八号中「あて先」を「宛先」に

「ホテル営業、旅館営業、

簡易宿所営業、下宿営業

を

旅館・ホテル営業

簡易宿所営業

下宿営業

業」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。